

商品先物取引 取引説明書

(契約締結前交付書面)

平成23年7月



ひまわり証券
sec.himawari-group.co.jp

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

商品先物取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分に読んでご理解ください。

商品先物取引は、取引対象である商品の価格の変動により損失が生ずることがあります。商品先物取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

商品先物取引のリスク等重要事項	1
1. 契約の概要	2
商品先物取引のリスク	
商品先物取引のコスト	
取引に関する制限	
お客様の資産の保全	
2. 商品先物取引の基礎	4
商品先物取引とは	
建玉の値洗い	
3. 取引の手続き	5
4. 証拠金について	6
証拠金所要額	
純資産	
証拠金不足の発生と証拠金の追加預託（総額の不足額と現金不足額）	
証拠金の預託方法	
証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）	
5. 手数料	8
6. 決済の方法	8
7. 契約の終了の事由	8
8. 税金の概要	8
9. 当社の商品先物取引業の内容及び方法の概要	9
10. 当社の概要	9
11. 商品先物取引の主な用語	10

商品先物取引のリスク等重要事項

商品先物取引は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。さらに、お客様が預託する証拠金の額に比べて取引金額が大きいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。プレミアムコースの場合は1取引単位あたり片道199円、スタンダードコースの場合は1取引単位あたり片道350円となります。ただしプレミアムコースの場合は手数料の他に月額利用料29,800円を徴収します。また、証拠金不足の発生後、当社が定める日時までに証拠金の追加預託が行われなかった場合、お客様が保有する全ての建玉を強制決済いたしますが、その際に上記手数料の他に強制決済手数料として1取引単位あたり片道1,500円を徴収します。

取引システム若しくは取引所、当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

万が一、当社または取次先であるドットコモディティ(株)の破産等の信用状況の変化が生じた場合は、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

お客様の証拠金は取次先であるドットコモディティ(株)を通じて(株)日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても日本商品委託者保護基金への分離預託による保全措置を行っておりますので、万が一、当社が破産手続開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、(株)日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより1千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

1 . 契約の概要

この契約に基づく取引は「(株)東京工業品取引所」における国内商品先物取引です。当社の取扱商品や取引単位、限月、取引時間等の取引要綱につきましては、別紙「当社取扱商品一覧」をご覧ください。

(株)東京工業品取引所 (<http://www.tocom.or.jp/jp>)
東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番7号 (電話) 03-3661-9191

商品先物取引のリスク

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、取引に際して預託する証拠金の額は、総取引金額は取引に際して預託する証拠金のおおむね3~20%程度の額であり、総取引金額に比較して少額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンの取引です。

また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

商品先物取引のコスト

注文が成立したときは売買枚数に応じて手数料を徴収します。手数料の額などの詳細については1頁の「商品先物取引のリスク等重要事項」をご覧ください。

同一商品で売りと買いの双方の建玉を行った場合(いわゆる両建) 価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、決済時にはそれぞれの建玉について手数料を徴収いたしますので、ご注意ください。

取引に関する制限

- ・ 注文の成立後には、その注文の契約を解除すること(クーリング・オフ)はできません。ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。
- ・ お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。
- ・ 商品先物取引には原則として限月(げんげつ)があり、限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させる必要があります。
- ・ 当社では充用有価証券による証拠金の預託は受け付けておりません。
- ・ 当社では現物の受渡しによる決済は行っておりませんので、建玉の決済は反対売買によ

る差金決済によります。

- ・ 当社では値洗益の出金は行っておりません。
- ・ 商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。
- ・ 万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは(株)日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

お客様の資産の保全

お客様から差入れを受けた証拠金は、取次先であるドットコモディティ(株)を通じて(株)日本商品清算機構に預託し、当社の資産とは区別して管理されます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産については、日本商品委託者保護基金への分離預託により保全措置を行っています。

したがって、万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは(株)日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は(株)日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社または(株)日本商品清算機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

(株)日本商品清算機構 (<http://www.jcch.co.jp/>)
東京都中央区日本橋小網町9番4号 (電話) 03-5847-7521

日本商品委託者保護基金 (<http://www.hogokikin.or.jp>)
東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目12番5号 (電話) 03-3668-3451

2 . 商品先物取引の基礎

商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。

商品先物取引には次のような特徴があります。

商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う。

商品の品質や代金は取引時に決める。

商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う。

商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているため、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。

商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる。（差金決済）

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね3%～20%程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。（証拠金取引）

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる優れた取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段（商品取引所の定める清算値段が帳入値段となります。）との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」と言います。

値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要が生じることがあります。（証拠金の詳細については後述します。）

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金

を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、当社の取引画面上や商品取引所のホームページ、新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

3．取引の手続き

ここでは、商品取引契約の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

当社より「契約締結前交付書面」(本書面)および「受託契約準則」を交付いたします。本書面の内容を十分にお読みになり、ご不明の点があればご確認ください。

「商品先物取引口座開設申込書」に署名・捺印してください。特に、年齢、職業、年収、資産状況、投資可能資金額、投資経験、本契約を締結する目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご記入ください。

「犯罪収益移転防止法」に基づく本人確認を行います。運転免許証等の本人確認書類を、「商品先物取引口座設定申込書」と同封して当社へお送りください。

電話により商品取引契約の説明をいたします。ご不明の点がある場合には担当者にご質問いただき、契約の前に必ずご確認ください。説明の後に、お客様の理解度確認のため「商品先物取引理解度の確認書」にご記入していただきます。口座開設のために必要な手続きとなっておりますのでご協力ください。

ご記入いただいた書類をもとに、口座開設の可否について審査を行います。審査には数日かかります。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。

口座申込の承認後、「商品先物取引の危険性を承知した上で、受託契約準則にしたがって、自らの判断と責任において取引を行う」旨をご了承の上で、「約諾書」に必要事項を記入後、当社へお送りください。

口座開設完了後は、当社ホームページより、取引システムにログインしていただきお取引いただけます。

お取引開始後、お申込事項に疑義が生じた場合、当社より必要な事項に対し照会をさせていただきます。また、照会により回答をいただけない場合や申込事項に虚偽と当社が判断した場合には、お取引開始後であってもお客様の建玉をお客様の計算において建玉をすべて決済させていただき、今後のお取引を停止させていただく場合がございます。なお、商品取引所の定める建玉の限度を超えた取引や不公正な取引等と当社が判断した場合においても同様の措置をとることがあります。

4 . 証拠金について

証拠金所要額

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「証拠金所要額」と言います。「証拠金所要額」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じて SPAN（スパン）を用いて計算された金額「維持証拠金」以上の額で決定することとされており、当社では「証拠金所要額」を「維持証拠金」と同額としています。なお、「維持証拠金」は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「証拠金所要額」は一定の金額ではありません。

純資産

お客様が預託した証拠金（預り証拠金）の総額に、値洗損益金通算額および売買差損益金を加減し（益の場合は加算し、損の場合は減算します。）手数料（売買手数料にかかる消費税を含みます。）を差し引いた金額を「純資産」と言います。

$$\begin{aligned} \text{純資産額} &= \text{預り証拠金額} \pm \text{値洗損益金通算額} \\ &\pm \text{売買差損益金} \\ &- \text{売買手数料} \end{aligned}$$

建玉を維持するためには、この「純資産」が「証拠金所要額」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

$$\begin{aligned} &〔建玉を維持するために必要な状態〕 \\ &\text{純資産} \quad \text{証拠金所要額} \end{aligned}$$

証拠金不足の発生と証拠金の追加預託（総額の不足額と現金不足額）

総額の不足額

「純資産」が「証拠金所要額」を下回った場合には、証拠金の不足が生じることになります。このときの不足額を「総額の不足額」と言います。

$$\begin{aligned} \text{総額の不足額} &= \text{純資産} - \text{証拠金所要額} \\ &\quad \text{（マイナスの場合）} \end{aligned}$$

現金不足額

預り証拠金のうち、帳尻金（取引を決済したことにより生じた差引損益金）及び値洗損益金通算額を加減した結果、マイナス表示となった場合、証拠金の不足が生じます。このとき

の不足額を「現金不足額」と言います。

現金不足額の計算については、以下の計算により算出しています。

以下計算の結果、マイナスになった場合その額が現金不足となり、新規注文が出来なくなります。

$$\text{現金不足額} = \text{預り証拠金の現金} + \text{値洗損益通算額} + \text{帳尻金}$$

証拠金の不足額

証拠金の不足額はこの「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となり、その額を当社は証拠金不足として請求します。

商品相場の変動により建玉の値洗いが悪化して値洗損益金通算額がマイナスとなった場合や、建玉の決済により損金が発生した場合には、「純資産」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。

その他に、商品相場の状況により「維持証拠金」の見直しが行われた場合にも不足が生じることがあります。

これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日正午（日本時間 12 時）までに証拠金不足以上の現金をご入金ください。

証拠金不足が期限までに解消されない場合は、12 時 30 分以降にお客様が保有する全ての建玉をお客様の計算により強制決済させていただきます。

証拠金の預託の方法

商品先物取引口座への取引証拠金のご入金は、当社の定める入金口座へお振込みください。

証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）

建玉を維持するために使用していない証拠金（「預り証拠金余剰額」）は商品先物取引口座から出金することができます。ただし、「預り証拠金余剰額」が預託した証拠金のうち金銭の額を超える場合にはこの限りではありません。

「預り証拠金余剰額」は、「純資産額」から「証拠金所要額」および「値洗損益金通算額」（益の場合）を差し引いた金額となります。

$$\begin{aligned} \text{預り証拠金余剰額} &= \text{純資産} \\ &- \text{証拠金所要額} \\ &- \text{値洗損益金通算額（益の場合）} \end{aligned}$$

商品先物取引口座から取引証拠金のご出金は、お電話でご依頼ください。14時30分までは翌営業日扱い、それ以降は翌々営業日扱いとなります。

なお、当社では値洗益金の払い出し（出金）は行っておりません。

5．手数料

決済注文の成立時に、売買枚数に応じた手数料を預り証拠金から差し引きます。詳細については1頁の「商品先物取引のリスク等重要事項」をご覧ください。

6．決済の方法

決済注文は取引システムにてお客様が行ってください。

決済注文が成立した場合には、損益（売買差損益金）が計算され、取引結果が利益の場合には売買差益金から手数料を差し引いた金額を預託している預り証拠金に加算いたします。取引結果が損失の場合には売買差損金に手数料を加えた金額を預託している預り証拠金から差し引きます。

7．契約の終了事由

下記の事由が発生した場合には、当社の判断により、商品取引契約を終了させていただく場合があります。

- ・お客様から利用解除の申し出があった場合
- ・お客様の取引について、不公正な取引と当社が判断した場合
- ・お客様が本口座に係る届出事項または本人特定事項について事実と反する届出を行ったと当社が判断した場合
- ・お客様が商品先物取引を行う適合性に欠けると判断された場合
- ・お客様が不正資金により取引を行っていると判明した場合
- ・お客様が反社会的勢力（暴力団員、暴力団関係者およびいわゆる総会屋等）であることが判明した場合
- ・法令諸規則に違反した場合
- ・その他やむを得ない事由により、当社が商品取引契約の中止を申し出た場合

8．税金の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。

また、取引手数料に対しては消費税等が課税されます。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

9 . 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条22項にあたります。また、当社は同法上の認可法人である日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」(同条項1号)の受委託にあたり、お客様の注文をシステムで受注するネット取引の方法により行います。

当社はドットコモディティ(株)を取次先とする取次業者であり、お客様から委託を受けて受注した注文を取次先であるドットコモディティ(株)を通じて(株)東京工業品取引所へ執行しますが、その取引はお客様の計算においてなされます。

10 . 当社の概要

商号	ひまわり証券株式会社
所在地	東京都港区海岸一丁目11番1号
連絡先	電話番号(代表) 0120-86-9686 お客様相談窓口 0120-80-1786
設立	平成14年2月14日
代表者	代表取締役社長 北川 博文
資本金	37億3000万円
主な業務	商品先物取引業、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業
投資助言業	
加入協会	日本商品先物取引協会、日本商品先物振興協会

お問い合わせについて

取引の内容に異議がある場合や、担当外務員によるご説明が不十分な場合には、下記の「お客様相談窓口」までご連絡ください。当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の担当者がお客様からの苦情や相談を受け付け、その相談に応じており、問題の解決とサービスの向上に努めています。

なお、日本商品先物取引協会(日商協)では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

当社「お客様相談窓口」

電話：0120-80-1786 (08:00 ~ 17:00 / 土日祝日除く)

日本商品先物取引協会 「相談センター」

<http://www.nisshokyo.or.jp/>

〒103-0016 東京都中央区小網町9番4号

電話 03-3664-6243

(09:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00 / 土日祝日除く)

11. 商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	<p>投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、言わば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額です。</p> <p>したがって、投資可能資金額の記入にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。</p> <p>なお、ご記入いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。</p>
約諾書	<p>商品取引契約を締結する際に、顧客が商品先物取引業者に差し入れる「商品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。</p>
受託契約準則	<p>受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。</p>
証拠金預り証	<p>法律および受託契約準則に基づき、証拠金として金銭をお預かりしたときには「証拠金預り証」を発行します。ただし、金融機関を介してお預かりした場合で、お客様から書面による同意があった場合には、発行を省略します。</p>
売買報告書及び 売買計算書	<p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに交付する書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。</p>
残高照合通知書	<p>受託契約準則に基づき、毎月交付する書類で、作成日現在の証拠金所要額の額、建玉の状況、純資産、預り証拠金余剰額などが記載されています。</p>

	記載内容を確認し、異議の有無について当社へ必ずご回答ください。回答がない場合には、内容について相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。なお、残高照合通知書は、お客様から請求があった場合には、いつでも、すみやかに作成・交付いたします。
SPAN（スパン）	SPANとは、シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）が開発した証拠金計算を行うためのシステムです。SPAN 証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体（ポートフォリオ）から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。そのために、(株)日本商品清算機構が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値（変数）を決定し、それを使用して商品先物取引業者がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で証拠金所要額を定めることとされています。
直接預託 差換預託	商品先物取引業者がお客様からお預かりした証拠金は(株)日本商品清算機構に預託されます。その際に、商品先物取引業者が代理人として、お預かりした証拠金をそのまま(株)日本商品清算機構に預託する場合を「直接預託」と言い、お預かりした証拠金に相当する以上の金銭等で(株)日本商品清算機構に預託する場合を「差換預託」と言います。お客様からお預かりした証拠金の名称として、直接預託の場合には「取引証拠金」、差換預託の場合には「委託証拠金」と言うことがあります。なお、商品先物取引業者が差換預託を行うためには、差換預託を行うことについてお客様の同意が必要となります。
限 月	契約履行の最終期限に当たる月を限月（げんげつ）と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日（納会日）までに、取引を終了（決済）する必要があります。
差金決済	商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「（建玉を）仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻し」と言います。
現物の受渡しによる決済	商品先物取引の決済方法の一つであり、商品の授受または代金の支払により決済を行います。現物の受渡しにより売建玉を決済する場合は商品の倉荷証券等を、買建玉を決済する場合には総取引金額を商品先物取引業者に預ける必要があります。商品によっては、ガソリンのようにタンクローリーの手配を必要とするものなど、一般の個人投資家が受け取ることが困難なものがありますのでご注意ください。当社は現物の受渡しによる決済を行っておりませんのでご注意ください。
日本商品先物取引協会	日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のために、日商協では、会員たる業者

	<p>が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。また、商品先物取引業者の営業マンである外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っています。</p> <p>日商協の「相談センター」では会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。</p> <p style="text-align: center;">日本商品先物取引協会 相談センター</p> <p style="text-align: center;">http://www.nisshokyo.or.jp/ 〒103-0016 東京都中央区小網町9番4号 電話 03-3664-6243 (09:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00 / 土日祝日除く)</p>
<p>(株)日本商品清算機構 (JCCH)</p>	<p>(株)日本商品清算機構 (JCCH) は「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われた取引を対象として、清算業務を行っています。</p>
<p>日本商品委託者保護基金</p>	<p>日本商品委託者保護基金 (保護基金) は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、(株)日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての業者の保全措置状況を監視する役割を担っています。また、業者が不測の事態 (弁済事故) に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。</p>



東京都港区海岸一丁目 11 番 1 号
電話 0120-86-9686 (代表)